

製紙業界の違法伐採対策



違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

**合法木材NAVI**

(社)全国製紙連合会  
違法伐採対策・合法木材普及推進委員会



違法伐採問題

TOP > 個別企業等の取組み > 事例・製紙業界の違法伐採対策

グリーン購入法と合法木材

合法木材等のガイドライン

**違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針**

業界団体認定について

認定事業者名簿等の情報

森林は木材の供給、生態系の維持、地球温暖化の防止等の重要な役割を果たしている。日本製紙連合会は、違法伐採がこうした森林機能の持続的発揮を損なうのみならず、製紙産業のイメージや競争力の低下に繋がることを強く懸念し、国際的森林・製紙産業団体と連携して違法伐採および違法材の取引対策を進めていくことを内外に表明してきたところである。

合法木材供給体制に関する研修

認定団体の取組み

一方政府は、G8サミットの合意を踏まえ、「違法伐採された木材は使用しない」との基本的考えに基づき、政府調達の対象を合法性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

認定団体ログイン

こうした状況を踏まえ、日本製紙連合会はあらためて違法伐採に対する見解と対応方針を明らかにすることとした。

間伐材チップの確認

合法木材製品事例紹介

1、日本製紙連合会および会員は、持続的森林経営を阻害する行為や、森林生態系の維持に支障となる行為等森林の健全性を損なう恐れのある全ての違法行為に対し強く反対する。

情報掲載についてのご案内

2、会員は、伐採に係る当該国の法令を遵守した伐採活動を行う。

個別企業等の取組み

木材輸出国の国別概要

3、会員は、違法伐採木材を市場から排除するため、違法に伐採され、不法に輸入された木材・木材製品は取り扱わない。

合法木材推進マーク

よくある質問

4、会員は、本方針に即して会員企業の木材原料(パルプ材、木材チップ、パルプ)の調達方針を定めるとともに、原料・製品の合法性を確認するシステムの構築に努める。

過去のトピックス一覧

イベント

5、当連合会および会員は、わが国政府の違法伐採対策の取組みに協力するとともに、世界の木材・木材製品の生産国、消費国における違法伐採対策の促進を期待する。

合法木材ナビレーター  
(メールニュース)

6、当連合会は、違法伐採対策を進めるにあたって、国内外の森林関係団体等との連携を図る。

リンク

更新情報

合法性等の証明された木材の普及促進事業

各種実施要領

委員会名簿/開催概要

整備部会名簿/開催概要

普及拡大部会名簿/開催概要

(平成18年度～20年度)  
違法伐採総合対策推進事業

違法伐採総合対策推進協議会

各種実施要領

協議会名簿/開催概要

検討部会名簿/開催概要

WG名簿/開催概要

国際セミナー実行委員会概要

違法伐採総合対策推進事業  
報告書

▲ TOP

## 日本製紙連合会「環境に関する自主行動計画」

日本製紙連合会

制定 1997年 1月20日  
改定 1999年 9月20日  
改定 2001年 1月22日  
改定 2004年 11月22日  
改定 2005年 12月20日  
改定 2007年 3月20日

### はじめに

私たちはいま地球温暖化問題に代表されるような、過去の公害問題とは異なる広域的、未来型の環境問題に直面している。これらの問題は、国や地域の中だけで解決できるものではなく、因果関係が複雑に絡み合い、私たちの日常の営みも含めた様々な活動によってもたらされる。さらに、私たちは、次世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすための「持続可能な発展」の実現を迫られている。近い将来の人類の生存の危機をもたらすそれら「資源と環境の臨界」に対して、社会を構成するすべてのひとが現在なにをなすべきかの問いに答えなくてはならない。

資源環境問題に対する自主的かつ積極的な、すべての主体による取組みの必要性和有効性を認識し、平成6年(1994年)に閣議決定された環境基本計画が掲げる「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の長期的目標を見据え、かつ、1996年7月の「経団連環境アピール」に呼応するものとして、日本製紙連合会は『環境に関する自主行動計画』を制定する。

### 基本方針

1. 地球温暖化問題の解決に向け、国際的取組みも含め最大限の努力を払う。
2. 環境を守り、資源を持続的、効率的に利用する循環型社会の構築を目指す。
3. 環境マネジメントシステムのさらなる構築、定着を目指す。

### 行動計画

#### 1. 地球温暖化対策

地球温暖化対策の基本は、CO<sub>2</sub> 排出抑制策としての省エネルギー、再生可能エネルギー等への燃料転換とCO<sub>2</sub> の吸収固定等、炭素の循環利用の促進である。

紙パルプ産業は、これまでエネルギーの効率的利用を進めてきた。消費エネルギーの3割を、パルプ化工程で発生する廃液(黒液)のエネルギーで賅っている。また、製造工程に中低圧蒸気を使用するため、ボイラから得られた高圧蒸気を発電に利用するコージェネレーション=熱電併給システムが広く普及しており、電力自給率は全産業の中で最も高く、2003年には75%に達している。

さらに省エネ型製造設備の導入、機械パルプの古紙への代替利用など、第一次石油危機以降の業界を挙げた取組みによって、2001年の紙パルプの製品あたり総エネルギー原単位は1973年に対し45%減になっている。

- (1) 今後も以下の対策に最大限の努力を払い、2010年度の製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比で13%削減し、CO<sub>2</sub>排出原単位を1990年度比で10%削減する。
- ① 省エネルギー型生産設備、システムの導入を積極的に進める。
  - ② コージェネレーションの一層の導入等によるエネルギー変換効率の向上、放出エネルギーの低減・回収等、エネルギー利用効率の向上に努める。
  - ③ 廃材や紙・プラスチック固形化燃料(RPF)など化石燃料代替エネルギーの使用の促進に努める。
  - ④ 排水スラッジ、古紙粕など可燃性廃棄物の有効利用(未利用エネルギーの活用)を進める。
  - ⑤ 省エネルギー技術・設備の研究・開発に努める。

なお、工場における上記取組みのほか、以下の課題についても積極的に取り組む。

- ① 消費地までの1次輸送におけるモーダルシフトや輸送効率の向上等を図るとともに、消費地における配送合理化を図る。
  - ② 本社、営業所等の事務所、研究所等における省エネルギーに一層努める。
- (2) 植林や森林整備は、紙パルプ原料確保の観点のみならず地球温暖化対策にとって極めて重要であり、継続的な努力が必要である。日本製紙連合会は森林産業の一員として将来に亘り引き続き国内外における植林事業を進め、2010年時点で所有又は管理する植林地の面積を60万haとする。

## 2. 循環型経済社会の構築等

- (1) CO<sub>2</sub>の吸収固定と炭素の循環利用の推進や生物多様性の維持等の観点から、森林資源の保全に努めるとともに、『育てる原料』へのシフトを推進する。
- ① 植林事業を推進する。
  - ② 環境に調和した森林施業の実施、森林育成技術の開発に努める。
  - ③ 持続可能な経営が行われている森林から伐採された木材の効率的な利用に努める。
  - ④ 違法に伐採され、不法に輸入された木材、木材製品は取り扱わない。
    - イ 日本製紙連合会は違法伐採問題に対する行動指針を定めるとともに、会員企業の違法伐採対策の信頼性を向上させるため調査及び監査を行う。
    - ロ 会員企業は調達方針を定めるとともに、原料、製品の合法性を確認するシステムの構築に努める。
- (2) ゴミ減量化、森林資源保全など環境保全の観点から、古紙の回収・利用の促進を図るため、2010年度までに古紙利用率62%の目標達成に努める。
- ① 再生紙の品種拡大に努める。

- ② オフィス古紙などのリサイクルの促進に努める。
  - ③ 古紙利用製品、古紙利用技術の研究、開発を進める。
- (3) 産業廃棄物の発生抑制と有効利用を進め、2010年までに産業廃棄物の最終処分量を有姿量で45万トンまで低減することに努める。
- ① 業際的連携を進めリサイクルを拡大する。
  - ② 一層の減容化を推進する。
  - ③ 新規用途開発のための研究・調査を進める。
- (4) 微量化学物質による環境リスク問題への対策を進める。
- (5) 地球的視野で考え足元から実行する。  
企業として地域社会の環境保護運動に協力し、どんなに小さなことでもできることから実行していく。

### 3. 環境マネジメントシステムの構築、定着

環境規制を遵守していれば良いというレベルの認識では充分ではなく、原料採取から製品の生産、使用、廃棄に至るまでの各段階における環境影響の改善に取り組むための環境管理計画を作成、実行、監査していく。環境への配慮を経営判断の中に組み込み、本来の事業活動として環境問題に積極的な役割を果たしていく。

### 4. 海外事業展開にあたっての環境配慮

経団連地球環境憲章に盛り込まれた「海外事業展開における10の環境配慮事項」を遵守、環境配慮に一段と積極的に取り組む。

以上

注1. 下線を施した箇所は、目標に関する今回の改定部分を示す。

注2. 改定履歴

#### 1) 1999年9月20日の改定

経団連環境自主行動計画の廃棄物分野の目標については、環境自主行動計画を策定している全業種が廃棄物の最終処分量の削減を目標として設定することとなり、次のように改定した。

改定前：生産トンあたり最終処分量（絶乾ベース）を1990年比60%削減

改定後：最終処分量（有姿量）を45万トンにまで低減

#### 2) 2001年1月22日の改定

2000年度までに56%とする古紙利用率を2005年度までに60%とする目標へ改定した。

#### 3) 2004年11月22日の改定

京都議定書の発効を前に、脱石油方針に沿う石炭転換の結果遅れているCO<sub>2</sub>排出原単位の改善を主眼として地球温暖化対策を強化した。

改定前：①製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比10%削減

②2010年までに植林目標面積を55万haとする

改定後：①製品あたり化石エネルギー原単位を1990年度比13%削減し、CO<sub>2</sub>排出原単位を1990年度比10%削減

②2010年時点での植林目標面積を60万haとする

4) 2005年12月20日の改定

2005年度までに60%とする古紙利用率を2010年度までに62%とする目標へ改定した。

5) 2007年3月20日の改定

違法に伐採された木材は使用しないとする政府調達方針の変更にもない違法伐採対策を追加した。



違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

**合法木材ナビ**

(社)全国木材組合連合会

違法伐採対策・合法木材流通推進委員会



違法伐採問題

TOP > 個別企業等の取組み > 事例・製紙業界の違法伐採対策

グリーン購入法と合法木材

合法木材等のガイドライン

業界団体認定について

認定事業者名簿等の情報

合法木材供給体制に関する  
研修

認定団体の取組み

認定団体ログイン

間伐材チップの確認

合法木材製品事例紹介

情報掲載についてのご案内

個別企業等の取組み

木材輸出の国別概要

合法木材推進マーク

よくある質問

過去のトピックス一覧

イベント

合法木材ナビレーター  
(メールニュース)

リンク

更新情報

合法性等の証明された木材の  
普及促進事業

各種実施要領

委員会名簿/開催概要

整備部会名簿/開催概要

普及拡大部会名簿/開催概要

(平成18年度～20年度)  
違法伐採総合対策推進事業

違法伐採総合対策推進協議会

各種実施要領

協議会名簿/開催概要

検討部会名簿/開催概要

WG名簿/開催概要

国際セミナー実行委員会概要

違法伐採総合対策推進事業  
報告書

## 製紙業界の違法伐採対策

製紙業界は、「個別企業等の独自の取組」で対応することになっていることから、各企業の原料調達方針と合法証明システムは各企業様々ですが、概ね、以下のような対応をとっています。

1. 原料調達方針の作成  
違法伐採木材を取り扱わないという原料調達方針を作成し、HP、環境報告書等で公表します。違法伐採木材への対応に加え、森林認証材の拡大、植林木の拡大、未利用材の活用等各企業の原料事情に即した文言を付加しているケースが多くなっています。
2. 合法証明システムの作成  
違法伐採木材を取り扱わないことを確認する合法証明システムを作成し、HP、環境報告書等で公表します。その概要は以下のとおりです。

### A、輸入材

- (1) サプライヤーから違法伐採木材を取り扱わないということを覚書等で約束してもらいます。
- (2) サプライヤーから、伐採地域、樹種、現地法令等を記載したトレーサビリティレポートを提出してもらいます。
- (3) サプライヤーは、違法伐採が行われていないことを監視するため、伐採地域を調査します。
- (4) 製紙企業あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを監視するため、サプライヤーや伐採地域を調査します。
- (5) 森林認証材の場合は、FM認証、CoC認証を活用します。

### B、国産材

- (1) 木材チップ業者が業界団体による認定を受けている場合には、合法木材等の証明書を活用します。
- (2) 木材チップ業者が業界団体による認定を受けていない場合には、輸入材と同じ対応をとります。

3. 製紙企業は、基本的に全て合法性が証明された木材を使用することとしており、分別管理を行う必要はありません。
4. 各企業は、関連書類を5年間保管します。
5. 各企業は、毎年度の違法伐採対策の取組状況について、その概要をHP、環境報告書等で公表するとともに、第三者の監査を実施します。

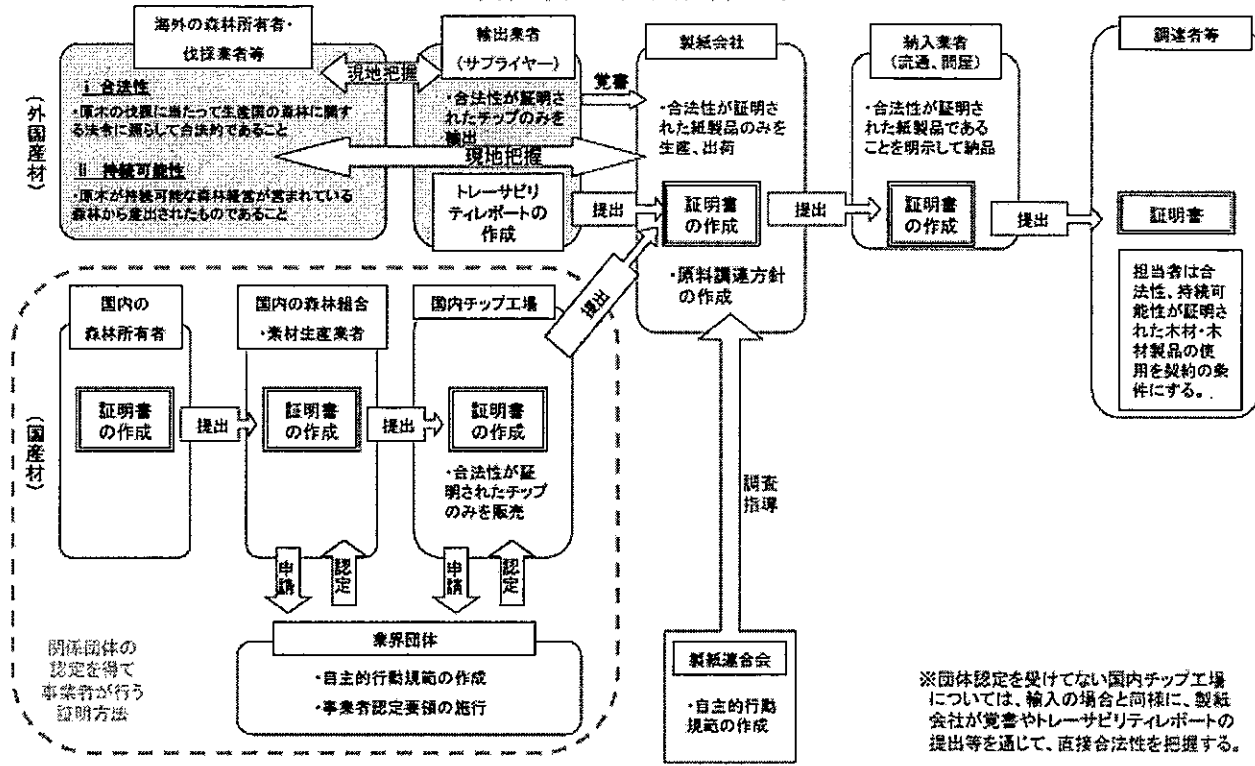
なお、各企業は、それぞれ独自に違法伐採対策に取り組んでいますので、当然のことながら一致しない部分があります。具体的には、各企業のHP等でご確認下さい。



(画像をクリックすると拡大します)

▲ TOP

### 製紙業界の違法伐採対策



※団体認定を受けてない国内チップ工場については、輸入の場合と同様に、製紙会社が覚書やトレーサビリティレポートの提出等を通して、直接合法性を把握する。





違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

**合法木材ナビ**

(社)全国木材組合連合会

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会



違法伐採問題 TOP > 個別企業等の取組み > 事例・製紙業界の違法伐採対策

グリーン購入法と合法木材

合法木材等のガイドライン

業界団体認定について

認定事業者名簿等の情報

合法木材供給体制に関する  
研修

認定団体の取組み

認定団体ログイン

間伐材チップの確認

合法木材製品事例紹介

情報掲載についてのご案内

個別企業等の取組み

木材輸出の国別概要

合法木材推進マーク

よくある質問

過去のトピックス一覧

イベント

合法木材ナビレーター  
(メールニュース)

リンク

更新情報

合法性等の証明された木材の  
普及促進事業

各種実施要領

委員会名簿/開催概要

整備部会名簿/開催概要

普及拡大部会名簿/開催概要

(平成18年度～20年度)  
違法伐採総合対策推進事業

違法伐採総合対策推進協議会

各種実施要領

協議会名簿/開催概要

検討部会名簿/開催概要

WG名簿/開催概要

国際セミナー実行委員会概要

違法伐採総合対策推進事業  
報告書

## 日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業

### 1. 目的

林野庁のガイドラインに基づき、違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動方針に即して実施されている会員企業の違法伐採対策の信頼性を向上させるため、会員企業の求めに応じて日本製紙連合会としてモニタリング(調査及び監査)を行う。

### 2. 実施体制

#### (1) 監査委員会

日本製紙連合会に学識経験者、消費者代表等で構成される監査委員会を設置する。監査委員会は、違法伐採対策モニタリング事業の指導、助言及び監査を行う。監査委員会委員の任命は日本製紙連合会理事長が行う。委員長は委員の互選とし、委員会の召集及び運営は委員長が行うものとする。

#### 監査委員会委員

東京大学大学院教授	永田 信氏
全国文具協会執行参与	田端 勝利氏
グリーン購入ネットワーク	麴谷 和也氏
森林総合研究所	立花 敏氏
あらたサステナビリティ	野村 恭子氏

#### (2) 調査員

違法伐採対策モニタリング事業によるモニタリングは、理事長が指名した調査員が実施する。理事長は、原則として、日本製紙連合会職員のうち、モニタリングを行うに足る知識と経験を有する者を調査員に指名する。ただし、必要に応じて、しかるべき外部の者を調査員に指名することができる。

### 3. モニタリングの内容

#### (1) 経常モニタリング

調査員は、違法伐採対策を実施している会員企業本社を訪問し、前年度の違法伐採対策の取組状況について、チェックリストに基づいてモニタリングを実施する。モニタリング結果については、監査委員会に報告することとする。モニタリング結果に改善すべき事項があった場合には、監査委員会は、当該会員企業に改善意見を付すことができる。

#### (2) 特別モニタリング

調査員は、特に必要があると認められる場合には、随時、実地調査を実施することができる。

### 4. その他

#### (1) モニタリングに要する費用

モニタリングに要する費用の一部(監査委員会運営費及び調査員の旅費、宿泊費等の実費)については、モニタリングを受ける会員企業の負担とする。

#### (2) モニタリング結果の公表

モニタリング結果を含めた連合会全体としての取組状況の概要については、毎年度、HP等で公表する。

#### (3) モニタリング事業の開始時期

違法伐採対策モニタリング事業については、2007年度より開始することとする。

▲ TOP



違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

**合法木材NAVI**

(社)全国木材組合連合会  
違法伐採対策・合法木材流通推進委員会



違法伐採問題

TOP > 個別企業等の取組み > 事例・製紙業界の違法伐採対策

グリーン購入法と合法木材

合法木材等のガイドライン

**違法伐採対策モニタリング事業チェックリスト**

業界団体認定について

認定事業者名簿等の情報

調査員は、日本製紙連合会会員企業が、林野庁のガイドラインに基づく自主的な取り組みとして、日本製紙連合会の行動指針に即して違法伐採対策に適切に取り組んでいるかを、本チェックリストによってチェックする。

合法木材供給体制に関する研修

1. 原料調達方針

認定団体の取組み

- (1)原料調達方針を定めているか
- (2)原料調達方針をHP、環境報告書等で公表しているか
- (3)原料調達方針で違法伐採木材を使用しないことを明確に宣言しているか

認定団体ロゴ

間伐材チップの確認

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

合法木材製品事例紹介

- (4)原料調達方針で森林経営の環境優位性及び社会的優位性を確保すること、未利用材を有効活用することを明確に宣言しているか

情報掲載についてのご案内

個別企業等の取組み

2. 合法証明システム

木材輸出の国別概要

- (1)合法証明システムを作成しているか
- (2)合法証明システムの概要をHP、環境報告書等で公表しているか

合法木材推進マーク

よくある質問

3. 関連書類の保管

- (1)合法証明システムに関連する書類を5年間保管しているか

過去のトピックス一覧

イベント

4. 透明性及び客観性の確保

合法木材ナビゲター  
(メールニュース)

- (1)毎年度の違法伐採対策の取り組みについて、その概要をHP、環境報告書等で公表しているか
- (2)毎年度の違法伐採対策の取り組みについて、第三者による監査を実施しているか

リンク

更新情報

<輸入木材チップ>

合法性等の証明された木材の普及促進事業

5. サプライヤーとの協定

各種実施要領

- (1)サプライヤーと違法伐採木材は取り扱わないという協定又は覚書を締結しているか

委員会名簿/開催概要

6. サプライヤーの現地把握

整備部会名簿/開催概要

- (1)サプライヤーは、違法伐採が行われていないことを監視するため、伐採地域を調査しているか

普及拡大部会名簿/開催概要

7. トレーサビリティレポートの作成

(平成18年度～20年度)  
違法伐採総合対策推進事業

- (1)サプライヤーはトレーサビリティレポートを提出しているか
- (2)トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか

違法伐採総合対策推進協議会

各種実施要領

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

協議会名簿/開催概要

- (3)トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用材の有効活用についての情報が記載されているか

検討部会名簿/開催概要

WG名簿/開催概要

8. 製紙企業による現地把握

国際セミナー実行委員会概要

- (1)製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業等は、原料調達方針の内容が遵守されていることを監視するため、サプライヤーや伐採地域を調査しているか

違法伐採総合対策推進事業  
報告書

<国産木材チップ>

9. 木材チップ業者との協定

- (1)木材チップ業者と違法伐採木材は取り扱わないという協定又は覚書を締結しているか

10. トレーサビリティレポートの作成

- (1) 木材チップ業者はトレーサビリティレポートを提出しているか
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用材の有効活用についての情報が記載されているか

#### 11. 製紙企業による現地把握

- (1) 製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業等は、原料調達方針の内容が遵守されていることを監視するため、木材チップ業者や伐採地域を調査しているか

#### 12. 団体認定の確認

- (1) 木材チップ業者が団体認定を取得している場合、トレーサビリティレポートと現地把握の代わりに、団体認定書と合法証明書を提出しているか

#### <購入パルプ>

#### 13. パルプ製造企業との協定

- (1) パルプ製造企業と違法伐採木材は取り扱わないという協定又は覚書を締結しているか

#### 14. トレーサビリティレポートの作成

- (1) パルプ製造企業はトレーサビリティレポートを提出しているか
- (2) トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか

グリーン購入法の判断基準において規定されている「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」の生産を管理・運用する製紙企業については

- (3) トレーサビリティレポートに、森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、未利用資源の有効利用についての情報が記載されているか

#### 15. 自主的取組の確認

- (1) パルプ製造企業が、日本製紙連合会の自主的な取組で違法伐採対策を実施している場合には、トレーサビリティレポートの代わりに、合法証明書を提出しているか

[▲ TOP](#)

## 製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について (2007年度)

2008年12月22日  
日本製紙連合会

### 1. 製紙業界の違法伐採対策の経緯

2005年7月に英国で開催されたグリーンイーグルズサミットにおいて、違法伐採対策に対して具体的行動に取り組むことで先進各国が合意したところである。これを受けて、わが国では、グリーン購入法の判断基準が改正され、政府調達にあたって、2006年4月以降は合法性が証明された木材を用いなくてはならないということになった。

合法証明方法については、林野庁のガイドラインによって①「森林認証による方法」、②「団体認定による方法」、③「個別企業の独自の取り組みによる方法」が示されているが、製紙業界としては、③の「個別企業の独自の取り組みによる方法」を採用することとし、2006年4月以降、日本製紙連合会の会員企業は、それぞれの企業で独自の違法伐採対策に取り組んでいるところである。(その実施にあたっては、適宜、①の「森林認証による方法」や②の「団体認定による方法」を一部活用している。)

なお、これに先立って、日本製紙連合会は、2006年3月に「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定し、業界全体として違法伐採問題に取り組んでいく姿勢を明確にしている。加えて、2007年3月には、「環境に関する自主行動計画」を改定し、違法伐採対策を自主行動計画の一環として位置づけている。

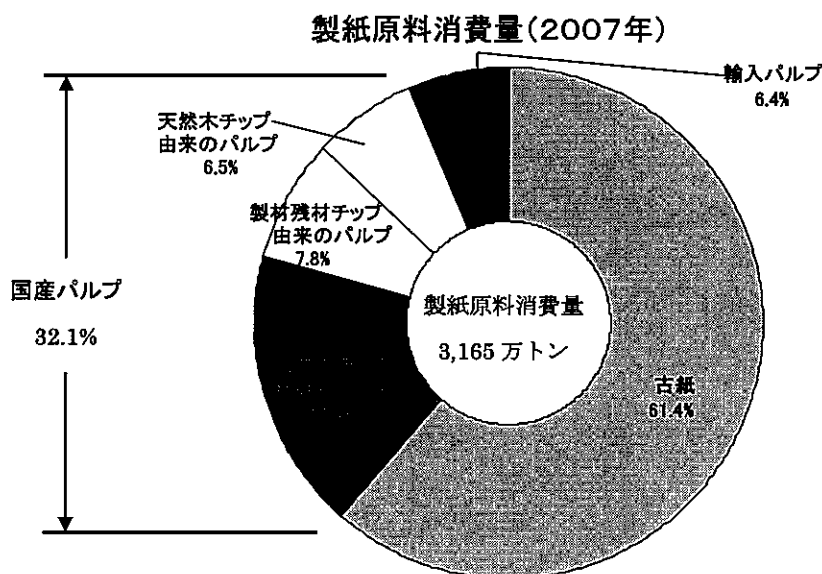
さらに、2007年度からは、会員企業の自主的な取り組みに、客観性と信頼性を担保するために、日本製紙連合会が会員企業の違法伐採対策をモニタリングするとともに、その結果について学識経験者、消費者団体、監査法人関係者等で構成される第三者委員会の指導、助言及び監査を求める「違法伐採対策モニタリング事業」を実施するなど、業界全体としての違法伐採対策のより一層のレベルアップに努めている。

監査委員会委員

東京大学大学院教授	永田 信氏
全日本文具協会	田端 勝利氏
グリーン購入ネットワーク	麴谷 和也氏
森林総合研究所	立花 敏氏
あらたサステナビリティ	野村 恭子氏

2. 製紙業界の原料調達の実状

わが国の 2007 年の紙・板紙合計の生産量は 3,127 万 t、製紙原料消費量は 3,165 万 t であった。原料構成比で見ると、古紙が 1,945 万 t で 61.4%、パルプが 1,218 万 t で 38.5% となっている。このうち、国産パルプが 1,016 万 t で 32.1% である。その内訳は、植林木チップ由来のパルプが 563 万 t で 17.8%、製材残材チップ由来のパルプが 247 万 t で 7.8%、天然木チップ由来のパルプが 206 万 t で 6.5% となっている。また、輸入パルプが 202 万 t で 6.4% となっている。



資料：日本製紙連合会資料、経済産業省統計、財務省「日本貿易月表」

注：天然木チップ由来のパルプ 6.5%のうち、

2.9%は、里山で生産された国産の天然林低質材パルプ、

2.7%は、森林認証を受けた輸入の天然林低質材パルプである。

## (1) 古紙

古紙の消費は、前年比 2.7%増の 1,945 万 t となり、6 年連続で過去最高を更新した。古紙の利用率も前年より 0.8 ポイント上昇し、過去最高の 61.4%を記録した。日本製紙連合会は、「環境に関する自主行動計画」において、ゴミの減量化や森林資源保全の観点から古紙の利用率を 2010 年度までに 62%に高めるという目標を定め、古紙利用の拡大に努めている。古紙はリサイクルを図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。なお、近年、古紙の中国への輸出が急増していたが、年後半に減速傾向を示したことから、合計では 384 万 t、前年比 1.1%減と 8 年振りのマイナスとなった。なお、回収量 2,332 万 t に対する輸出量の比率は 16.5%と昨年より 0.5 ポイント減少した。

古紙利用率(製紙原料に占める古紙の比率 %)推移

	90 年	95 年	00 年	04 年	05 年	06 年	07 年
紙	25.2	26.7	32.1	37.2	37.5	38.1	40.1
板紙	85.6	87.6	89.5	92.4	92.6	92.7	92.4
平均	51.5	53.4	57.0	60.4	60.3	60.6	61.4

資料：経済産業省「紙・パルプ統計」

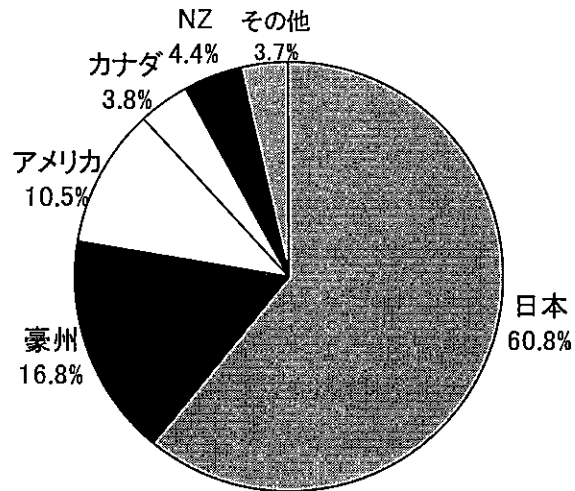
## (2) パルプ材 (国産パルプの原料)

パルプ材の消費は、前年比 0.7%増の 1,936 万 t で、針葉樹 634 万 t、広葉樹が 1,302 万 t となっている。

針葉樹チップの輸入先は、豪州、アメリカ、カナダ、ニュージーランドなど違法伐採のリスクが低い先進国を中心に 8 カ国となっているが、豪州、アメリカの 2 カ国で 7 割強を占めている。

注：下図は国産(日本産)チップが含まれている

### 針葉樹チップの調達先(2007年)

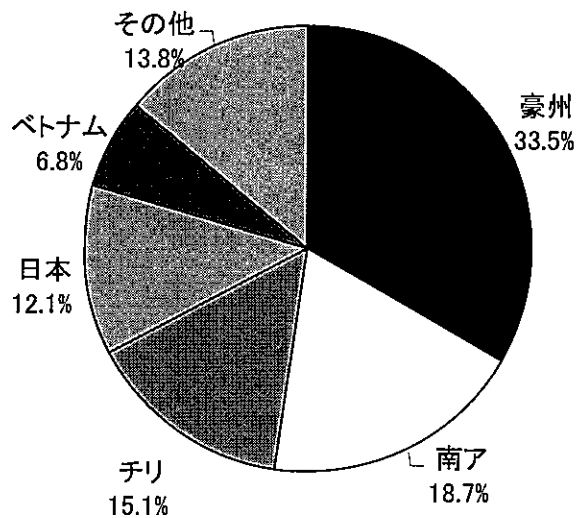


資料：日本製紙連合会

注：その他 3.7%の内訳は、フィジー1.8%、ブラジル1.0%、チリ0.5%、ロシア0.4%

広葉樹チップの輸入先は豪州、南アフリカ、チリ、ベトナムなど14カ国となっており、豪州、南アフリカ、チリの3カ国で7.5割を占めているが、そのほとんどが違法伐採の可能性が低い植林木チップである。

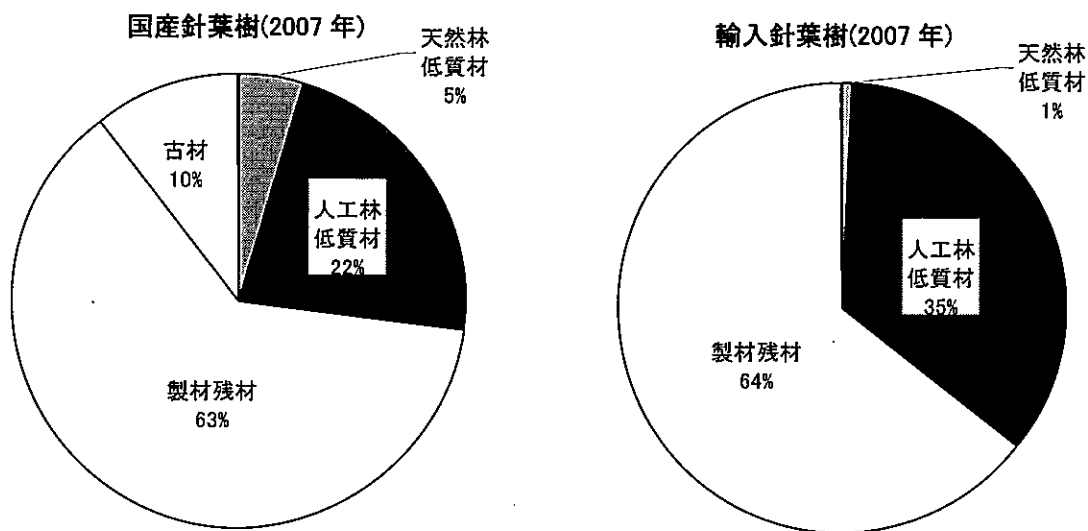
### 広葉樹チップの調達先(2007年)



資料：日本製紙連合会

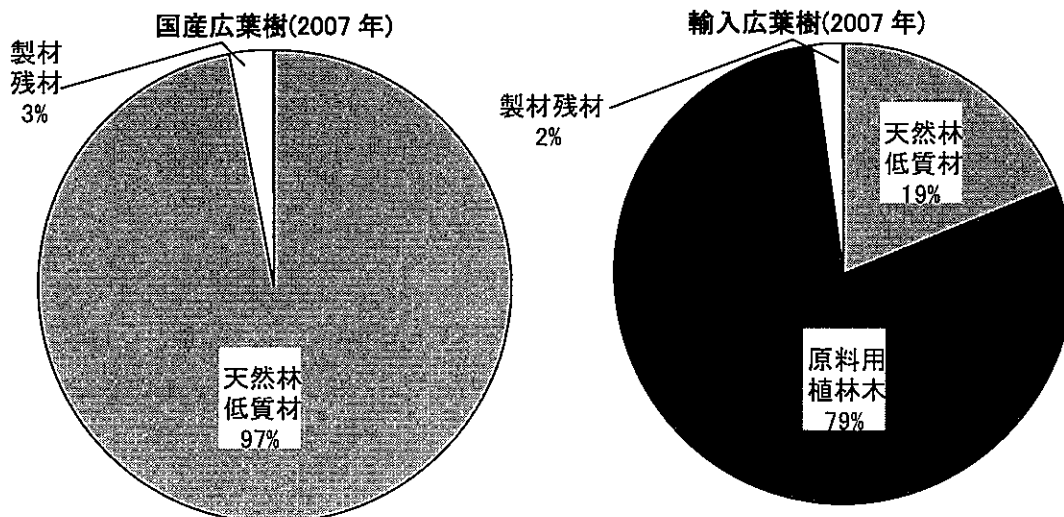
注：その他 13.8%の内訳は、ブラジル5.6%、タイ1.7%、ウルグアイ1.6%、アメリカ1.5%、マレーシア1.3%、エクアドル0.6%、中国0.5%、インドネシア0.4%、NZ0.3%、PNG0.3%

針葉樹の材種は、国産、輸入ともに製材残材が主体で、その他は製材に利用されない間伐材、病虫害材、解体材などの未利用材が多くなっている。製材残材や未利用材は未利用資源の活用を図る観点で環境にやさしい原料であるため、林野庁のガイドラインでは合法証明は必要とされていない。



資料：日本製紙連合会

広葉樹の材種は、国産広葉樹では旧薪炭林等からの低質材がほとんどである。また、輸入広葉樹では木材チップ用に造成されたユーカリ、アカシア等違法伐採の可能性が低い原料用植林木が8割を占めている。



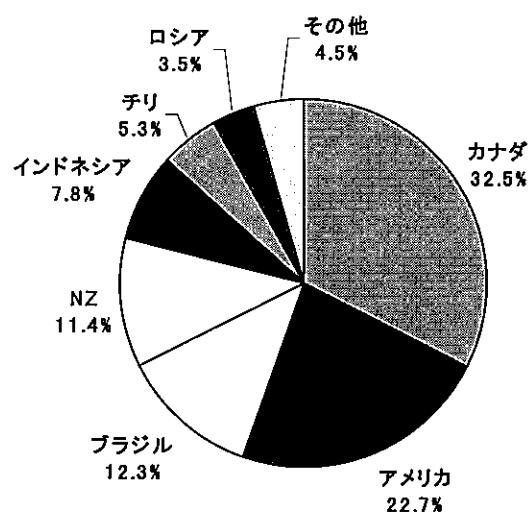
資料：日本製紙連合会



### (3) 輸入パルプ

輸入パルプ（製紙用）の消費は、国産パルプの優先使用、円安、国際市況の高騰などにより前年比9.0%減の202万tとなっている。輸入パルプの輸入先は、カナダ、アメリカ、ブラジル、ニュージーランドなど34カ国に及んでいるが、カナダ、アメリカ、ブラジルの3カ国で7割近くを占めている。ブラジルやニュージーランドからの輸入は開発輸入が主体である。近年、森林認証を取得したパルプの輸入が増加している。

パルプ輸入国のシェア(2007年)



資料：財務省通関統計

注：その他の4.5%の内訳は、スウェーデン1.8%、フィンランド1.3%、中国0.3%、フィリピン0.2%、ポルトガル0.1%、タイ0.1%、ノルウェー0.1%、スペイン0.1%、チュニジア0.1%、チェコ0.1%、イスラエル0.1%、以下ネパール、スワジランド、ドイツ、オーストリア、南アフリカ、ルーマニア、ミャンマー、台湾、フランス、アルゼンチン、スリランカ、シンガポール、スイス、ベルギー、インド、ベトナムの16カ国で0.2%

### 3. 製紙業界の違法伐採対策の実施状況

日本製紙連合会の会員企業は、違法伐採対策を実施するにあたって、林野庁のガイドラインで示された「個別企業の独自の取り組みによる方法」で対応しており、各企業の取り組みは企業によって異なっているが、共通している対応としては、原料調達方針と合法証明システムの作成である。2008年11月現在、原料調達方針と合法証明システムを作成し、ホームページ等で公表している会

員企業は下記の15社である。

会 員 会 社	U R L
王 子 板 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.ojipaper.co.jp/">http://www.ojipaper.co.jp/</a> (王子製紙グループ)
王 子 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.ojipaper.co.jp/">http://www.ojipaper.co.jp/</a>
王 子 特 殊 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.ojipaper.co.jp/">http://www.ojipaper.co.jp/</a> (王子製紙グループ)
紀 州 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.kishu.co.jp/">http://www.kishu.co.jp/</a>
大 王 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.dai-o-paper.co.jp/">http://www.dai-o-paper.co.jp/</a>
中 越 パ ル プ 工 業 株 式 会 社	<a href="http://www.chuetsu-pulp.co.jp/">http://www.chuetsu-pulp.co.jp/</a>
東 海 パ ル プ 株 式 会 社	<a href="http://www.tokai-pulp.co.jp/">http://www.tokai-pulp.co.jp/</a>
日 本 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.np-g.com/">http://www.np-g.com/</a>
日 本 大 昭 和 板 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.nichidaiita.co.jp/">http://www.nichidaiita.co.jp/</a> (日本製紙グループ)
兵 庫 パ ル プ 工 業 株 式 会 社	<a href="http://hyogopulp.co.jp/">http://hyogopulp.co.jp/</a>
北 越 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.hokuetsu-paper.co.jp/">http://www.hokuetsu-paper.co.jp/</a>
丸 三 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.marusan-paper.co.jp/">http://www.marusan-paper.co.jp/</a> (レンゴグループ)
丸 住 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.marusumi.co.jp/">http://www.marusumi.co.jp/</a>
三 菱 製 紙 株 式 会 社	<a href="http://www.mpm.co.jp/">http://www.mpm.co.jp/</a>
レ ン ゴ ー 株 式 会 社	<a href="http://www.rengo.co.jp/">http://www.rengo.co.jp/</a>

#### 4. 違法伐採対策モニタリング事業の実施結果

日本製紙連合会は、2008年7月から9月にかけて、違法伐採対策を実施している15社（グループの場合は代表会社。東海パルプ株式会社、レンゴ株式会社は2007年度から、丸三製紙株式会社（レンゴグループ）は2008年6月から取り組みを開始）に対して、2007年度の取り組みについて調査員による第2回モニタリングを実施した。その結果の概要は以下のとおりである。

- ・ 各社の違法伐採対策は、いずれも、各社の事情を踏まえながら、原料調達方

針を策定するとともに、合法証明システムとしてサプライヤーと覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらうなど、林野庁のガイドラインに基づき適切に実施されていた。

- ・ 現地調査については、各社の事情に応じて様々な形で実施されているものの、昨年は制度化についてまだ不十分な点が見られたが、今年はその結果を文書化する企業が増えるなど、確実に制度化に取り組む会社が増えてきた。
- ・ 購入パルプ(輸入及び国産)については、輸入木材チップ、国産木材チップに比べ、合法性の確認は行われているものの一部の書類が整わないなど、精度の面で不十分な点が見られた。
- ・ 国産木材チップについては、覚書等を締結し、トレーサビリティレポートを提出してもらう取組を基本とする会社と木材チップ業者の団体認定による合法性の証明を活用する事を基本としている会社があり、全体としてはよく取組が行われていた。

さらに、2008年11月12日に監査委員会を開催して、上記のモニタリング結果を報告し意見を聴取した。その概要は以下のとおりである。

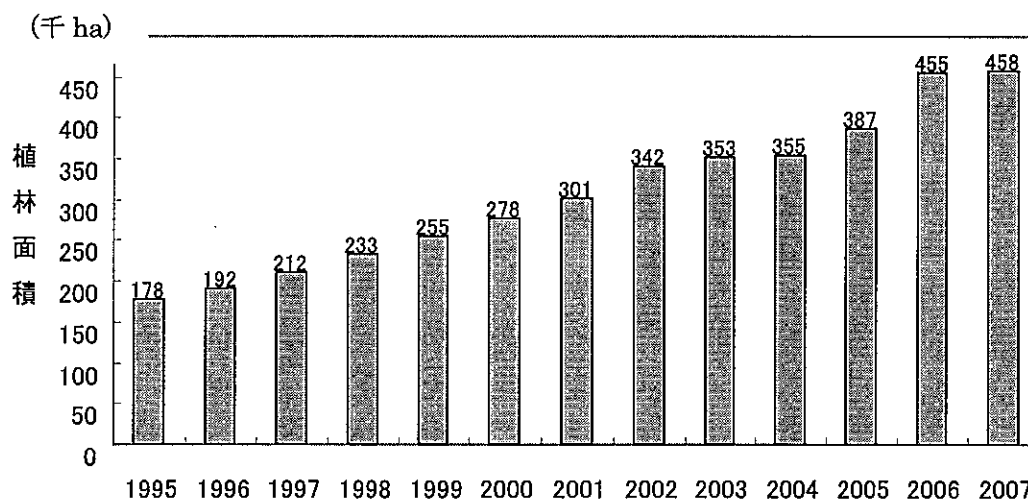
- ・ 違法伐採対策に取り組む企業が増加するとともに、その取組内容も充実するなど、昨年度よりも改善が図られていることを高く評価する。引続き、各社がその精度を上げていく努力を継続することを期待する。
- ・ 現地調査については、その結果を文書化する企業が増えるなど、制度化に向けて一定の改善が見られるが、より一層の整備を図る必要がある。
- ・ 購入パルプ(輸入及び国産)については、木材チップに比べると、依然として確認の精度が不十分な点が見られるので、引続き改善を図ってほしい。
- ・ 調査員がモニタリングを実施するにあたっては、チェックリストに基づいて確認内容をより具体化するとともに、確認のレベルをより明確化し、次年度以降の改善につながるよう工夫することが望ましい。

日本製紙連合会としては、違法伐採対策を実施している会員企業に対して、調査員のモニタリング結果及び監査委員会の意見をフィードバックし、各社の取り組みの改善に資することとしており、今後とも、違法伐採モニタリング事業の実施を通じて業界全体としての違法伐採対策の一層の充実を図っていく考えである。

## 5. 植林事業の推進

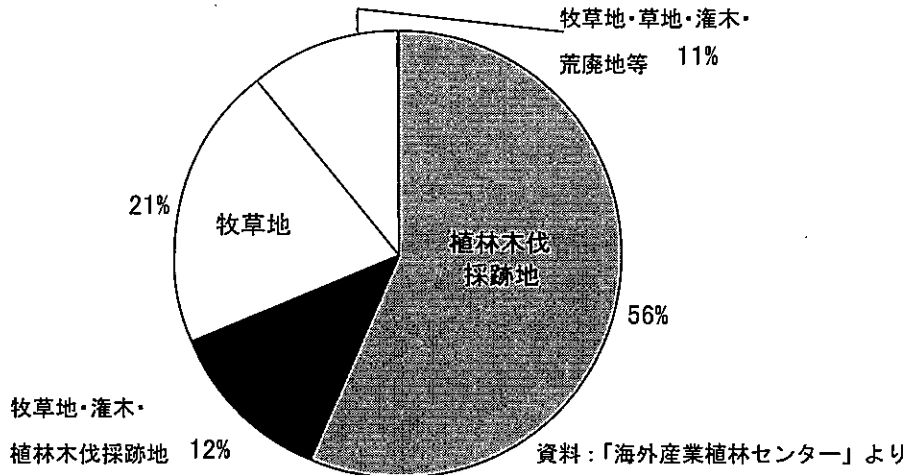
適切な森林経営が行われている自社植林地から調達された植林木チップは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、その調達の拡大を目指して、わが国の製紙各社は、植林木伐採跡地の他、牧草地、荒廃地等の無立木地において積極的に海外植林を推進しており、2007 年末時点でオセアニア、南米、アジア、アフリカの 8 ヶ国で 34 プロジェクト、45.8 万 ha に達している。これによって、国内外で所有又は管理する植林面積は 60.8 万 ha となっている。2007 年 9 月には「環境に関する自主行動計画」を改定し、2012 年度までに植林地を 70 万 ha へ拡大することとしている。

製紙会社の海外植林面積の推移



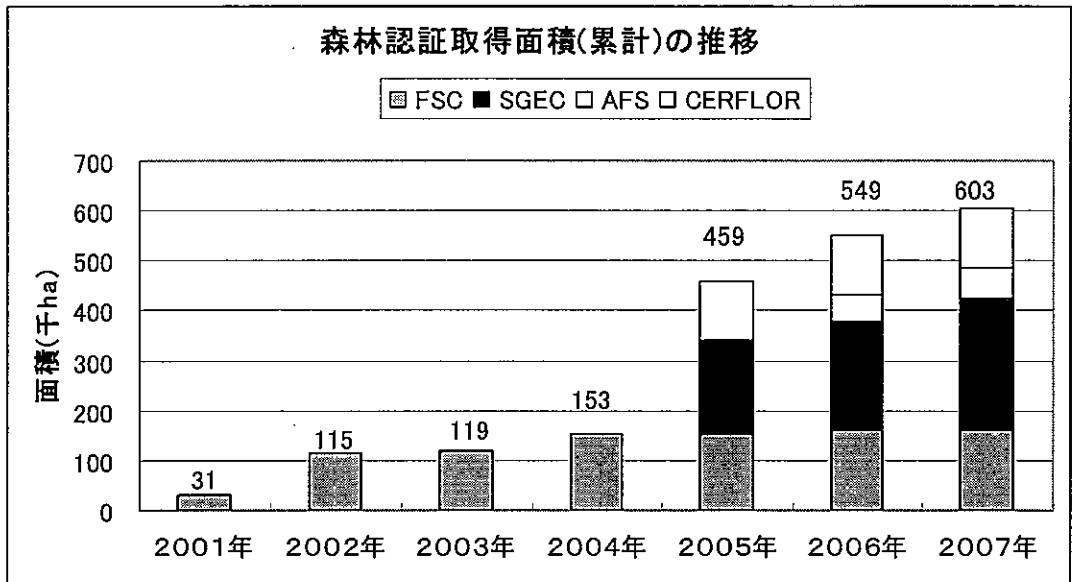
資料：日本製紙連合会

### 製紙会社の海外植林地の 植林前の土地の状況



#### 6. 森林認証の推進

持続可能な森林資源の育成とその木材利用の推進を図る森林認証を取得した木材チップやパルプは、違法伐採が行われていない環境に配慮された原料である。このため、わが国の製紙各社は、所有又は管理する自社林についてFM(Forest Management) 認証を積極的に取得するとともに、製品の製造、流通についてもCoC(Chain of Custody) 認証を数多く取得している。国内の自社林については、主に日本独自の森林認証であるSGECを、海外の自社林については国際的な森林認証であるFSCやPEFC(AFS ; CERFLOR)を取得しており、2007年現在で森林認証を受けた自社林の面積は60万haにも達している。この結果、調達する木材チップのうち、森林認証材の占める割合は26%となっており、今後とも、その割合を拡大していく考えである。



資料：日本製紙連合会資料

注1：SGEC: Sustainable Green Eco System (緑の循環認証会議)

2：FSC: Forest Stewardship Council (森林管理協議会)

3：AFS: Australian Forestry Standard (オーストラリア林業基準；PEFC と相互承認)

4：CERFLOR: Programa Nacional de Certificacan Florestal (ブラジルの森林認証プログラム；PEFC と相互承認)

5：CERFLOR の部分は FSC を重複取得

### 2007年森林認証材の利用状況 (木材チップ)

単位：千トン

	針葉樹材	広葉樹材	合計
国内	25	12	37
輸入	323	4,754	5,077
総計	348	4,766	5,114
(認証材率)	(5%)	(36%)	(26%)

資料：日本製紙連合会資料

注：認証材率は、調達量に対する認証材数量の比率